

令和3年度 燕市児童クラブ 入会のご案内

－ 受付期間：11月5日(木)～12月4日(金) －

通年利用の手続き、夏休み等の短期利用の手続きをお願いします

児童クラブについて

1 児童クラブとは

児童クラブは、就労などで保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を目的として、市内10小学校区に設置しています。

2 開所時間

曜日等	通常開設時間	早朝・延長保育時間 (事前登録制)
授業のある日 (月曜日から金曜日)	下校時～18時30分	18時30分～19時
授業のない日 (土曜日・夏休み等)	8時～18時30分	7時30分～8時 18時30分～19時

※日曜、祝日、振替休日、お盆及び年末年始(12月29日～1月3日)は開設しません。
※児童クラブからの帰宅及び土曜日、夏休み等の送迎は、原則として保護者をお願いします。

入会について

3 入会期間

4月1日～翌年3月31日

※令和3年度の開始期日は、4月1日(木)の予定です。

※継続して入会する場合も、年度ごとに申請が必要です。

4 入会の要件

- (1) 市内に住所を有し、小学校に在学している小学1～6年生
- (2) 保護者及び同居者が、就労・疾病・障がい・介護等の理由で、昼間、保護者がいない家庭の小学1～6年生

※入会希望者が受入可能人員を大幅に上回る場合には、保護者の就労状況や家庭の状況、及び児童の学年などを考慮のうえ、入会者を選考することとなります。申請すれば必ず入会できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

※選考により入会できなかった児童については、入会予約名簿に登録することができます。

※児童クラブの管理運営上支障があると認められる場合には、入会をご遠慮いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

5 入会承認の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、入会の承認を取り消し又は一時停止することがあります。

- (1) 入会要件を満たさなくなったとき
- (2) 正当な理由がなく利用料を滞納したとき
- (3) 児童クラブの管理運営上支障があるとき

入会申請について**6 受付期間・申請方法****(1) 入会申請受付期間**

11月5日(木)から12月4日(金)まで

平日：15時～18時30分

土曜日：8時30分～18時30分

※土曜日に利用希望者がいない場合は、児童クラブを閉所する場合があります。児童クラブへ出向く前に電話で確認をお願いします。

(2) 入会申請方法

- ①申請用紙は、入会申請受付期間に各児童クラブに用意するほか、市ホームページでダウンロードできるようになります。また、必要事項を記入した書類は、入会を希望する児童クラブへ提出してください。
- ②申請の際は、入会児童といっしょにおいでください。簡単な面接を行います。
- ③上記の受付期間以降または年度途中の申請の場合は、希望する日に入会できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

7 提出書類**(1) 児童クラブ入会許可申請書****(2) 下表の該当する書類**

区分	必要な書類
就労	就労証明書 ※自営業又は農業の方は、民生・児童委員記載の証明が必要です。証明をもらう場合は、民生・児童委員宛の「依頼書」に必要事項を記入の上、持参してください。
疾病	保育ができない旨の診断書の写し
障がい	障がい者手帳の写し
介護	被介護者の診断書の写し、介護保険証または障がい者手帳の写し

※保護者のほか、75歳未満の同居者全員の証明が必要です。

※令和2年1月2日以降に燕市外から転入した方、または今後転入予定の方については、前住所地の市区町村が発行した「令和2年度市町村民税所得(課税)証明書(平成31年分(令和元年分)所得)」も提出してください。(写し可)

(3) 燕市市税等口座振替依頼書

※入会中の兄弟姉妹がいる場合は提出不要です。

※口座振替ができる金融機関は、市内に支店のある金融機関(市内にある金融機関で市外の支店は可)のみになります。

※口座振替依頼書上部の「①依頼書(納付者)住所氏名」欄には入会許可申請書の保護者名に記入した名前と同じ名前を記入してください。

(4) 児童クラブ入会優先順位点数表

(5) 児童クラブ利用料減免申請書（減免制度の利用を希望する場合のみ）

※生活保護世帯の方は、「被保護者証明書」を減免申請書といっしょに提出してください。

(6) 児童クラブ保育時間延長利用申請書（延長保育の利用を希望する場合のみ）

8 入会の決定について

申請書類の審査等を行った後、入会の可否を2月下旬頃(予定)に連絡します。

入会してから

9 変更があったときは

入会后、申請事項（連絡先、家族構成、就労内容など）に変更が生じた場合は、児童クラブに申し出て、必要書類を提出してください。

休会する場合は、休会する月の30日前までに、児童クラブに申し出てください。

10 退所するときは

児童クラブを退所する場合は、各児童クラブが指定する期日までに申し出てください。

再入会を希望する場合は、再入会を希望する月の30日前までに、児童クラブに申し出てください。

保護者負担について

9 利用料など

利用料及び間食費の支払いは、口座振替をお願いしています。早朝・延長利用料等については、納付書等で納入していただきます。

(1) 利用料

児童1人あたり、月額6,000円

※月途中で退会した場合でも、利用料は1か月分をお支払いいただきます。

(2) 間食費

児童1人あたり、月額2,000円

※月途中で退会した場合でも、間食費は1か月分をお支払いいただきます。

※食物アレルギーをもつ児童や乳糖不耐症等の疾病をもつ児童については、おやつを保護者に用意していただきます。この場合、月額2,000円の間食費はいただきません。

(3) 早朝・延長利用料 《事前登録制》

①早朝時間（土曜日や夏休み等の7時30分～8時）

児童1人あたり、1日1回100円

②延長時間（平日、土曜日及び夏休み等の18時30分～19時）

児童1人あたり、1日1回100円

※b & g 燕吉田南メートの延長利用料については、別途設定しています。

(4) その他

児童クラブ共済保険の加入負担金として年額1,800円が必要です。また、夏休み課外活動などの参加費として、実費を負担していただくことがあります。

10 利用料の減額・免除

次に該当する方は利用料が減免されます。該当すると思われる方は「児童クラブ利用料減免申請書」を提出してください。

項目	内 容	減免金額	減免後の 月額利用料	間食費を含む 月額負担
1	児童の属する世帯が生活保護法による被保護世帯である場合	6,000円	0円	2,000円
2	同一世帯で2人の児童が同時に入会する場合	3,000円	3,000円	5,000円
3	同一世帯で3人以上の児童が同時に入会する場合	5,400円	600円	2,600円
4	市民税均等割が非課税の世帯	4,000円	2,000円	4,000円
5	市民税所得割が非課税の世帯	3,000円	3,000円	5,000円
6	市民税均等割が非課税の世帯で同一世帯に2人の児童が同時に入会する場合	5,000円	1,000円	3,000円
7	市民税所得割が非課税の世帯で同一世帯に2人の児童が同時に入会する場合	4,500円	1,500円	3,500円

夏休み等のスポット入会希望について**11 受付・申請期間**

児童クラブの入会は原則として通年入会となりますが、春休み・夏休み・冬休みの長期休業期間のみのスポット入会登録の受付も行います。

登録を希望する人は、通年登録と同じ11月5日(木)～12月4日(金)の期間に、希望する児童クラブに申請用紙を取りに行ってください。また、必要事項を記入した書類は、入会を希望する児童クラブへ提出してください。

春休み・夏休み・冬休みの長期休業期間だけ児童クラブを利用したい場合、希望する児童クラブの受入状況によっては、別の児童クラブの利用をご相談することがあります。

12 利用料など

春休み・夏休み・冬休みについては、休みの期間に応じて利用料を設定します。
(減免の適用はありません。)

【参考：短期入会利用の保護者負担（令和2年度の実績・予定）】

区 分	利用料	間食費
春休み（令和2年4月） 実績	900円	300円
夏休み（令和2年8月） 実績	1,500円	500円
冬休み（令和2年12月） 予定	300円	100円
冬休み（令和3年1月） 予定	900円	300円
春休み（令和3年3月） 予定	1,800円	600円

※早朝・延長保育を利用した場合は、早朝・延長保育利用料を負担していただきます。

※利用する月の傷害保険料（月額150円）が別途必要です。

児童クラブ一覧

【公立】

児童クラブ名	対象の小学校	所在地・電話番号等	受入可能人員
小中川児童クラブ (第1または第2)	小中川小学校	小古津新 26 番地 (燕市福祉の家内) TEL 0256-66-5559	150 人程度
		小古津新 19 番地 1 (小中川児童館内) TEL 0256-66-5559	
東児童クラブ	燕東小学校	燕 611 番地 (東児童センター内) TEL 0256-64-5373	95 人程度
西小児童クラブ (第1または第2)	燕西小学校	東太田 3056 番地 (燕西小学校隣) TEL 0256-63-5678	145 人程度
西燕児童クラブ	燕西小学校	花見 633 番地 2 (西燕児童館内) TEL 0256-61-5000	45 人程度
杉名児童クラブ (第1または第2)	小池小学校	杉名 65 番地 2 (杉名児童館内) TEL 0256-64-2746	110 人程度
児童クラブフレンド (第1または第2)	吉田小学校	吉田弥生町 1 番 1 号 (吉田小学校内) TEL 0256-93-3212	85 人程度
児童クラブメート	吉田南小学校	吉田 6126 番地 (吉田南小学校内) TEL 0256-93-2900	65 人程度
b & g 燕吉田南メート	吉田南小学校	吉田 6123 番地 1 (みなみ親水公園内) TEL 0256-77-8860	20 人程度
児童クラブレインボー	吉田北小学校	佐渡山 4130 番地 1 (吉田北体育文化センター内) TEL 0256-93-0070	65 人程度
児童クラブスマイル	粟生津小学校	粟生津 657 番地 (粟生津小学校内) TEL 0256-93-1500	50 人程度
分水児童クラブ	分水北小学校	分水あけぼの一丁目 1 番地 91 (分水児童館内) TEL 0256-97-2126	35 人程度
わか竹児童クラブ (第1または第2)	分水小学校	分水学校町一丁目 7 番 1 号 (分水小学校敷地内) TEL 0256-98-6760	145 人程度

※受入可能人員は、施設面積や職員配置人数等に基づく参考値です。

※第1・第2のある児童クラブでは、1年生・2年生が第1児童クラブ、3年生～6年生が第2児童クラブに入会となります。

※燕西小学校の児童は、「西小児童クラブ」「西燕児童クラブ」「ハッピー燕児童クラブ(私立/令和3年4月開設予定)のいずれかへの入会となります。

※吉田南小学校の児童は、「児童クラブメート」「b & g 燕吉田南メート」「児童クラブきらら(私立)」のいずれかへの入所となります。

【私立】

児童クラブきらら (1組または2組)	吉田南小学校	吉田東栄町 34 番 10 号 TEL 0256-78-7804	80 人程度
ハッピー燕児童クラブ (令和3年4月開設予定)	燕西小学校	小関 1412 番地 1 (ハッピー第五保育園の施設を一部改築予定) TEL 0256-47-1506	20 人程度

※上記の私立施設の詳細については、直接お問い合わせください。



燕市教育委員会 子育て支援課
〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
TEL 0256-77-8225 FAX 0256-92-2119